

令和 7 年 2 月 定 例 会

文教厚生委員会録

開催日時 令和 7 年 3 月 7 日（金曜日） 午後 1 時から

場 所 全員協議会室

付託案件 議案第13号 有田市いじめ問題調査委員会及び
有田市いじめ問題再調査委員会条例

陳情（参考送付）

学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を
抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の
改正を求める陳情

出席委員 花野仁志委員長・武田豊治副委員長
西口正助委員・堀川 明委員・小西敬民委員
中西登志明委員・脇村隆生委員

児嶋清秋議長

当 局

市民福祉部 上田敏寛市民福祉部長・竹中春輝市民課長
石井哲也生活環境課長・網谷彰洋福祉課長
若松伸行こども課長・福永康一保険年金課長
吉野有美健康推進課長・山崎希恵高齢介護課長
宮井美恵こども課主幹

水道事務所 馬倉三喜水道課長

教育委員会 伊藤正人教育次長・泉 泰朗教育委員会参事
生駒卓司生涯学習課長・小林紘平指導主事
上野山恭実総務係長

経営管理部 吉野清誠総務課長・濱口 裕総務係長

議会事務局 嶋田実明局長・石井義人次長・大谷真也書記

開 会

○花野委員長： ただいまより文教厚生委員会を開催します。

当委員会に付託されました議案第13号、有田市いじめ問題調査委員会及び有田市いじめ問題再調査委員会条例を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○泉教育委員会参事：議案第13号

**有田市いじめ問題調査委員会及び有田市いじめ問題
再調査委員会条例の説明**

○花野委員長： 説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ございませんか。

○脇村委員： この条例をつくるのは、素晴らしいことだと思うんですけども、このこの重大事態というのは、もう学校側が把握しなければ、いじめ調査委員会のほうには、話は入ってこないということですか。直接、被害者の方とかが、委員会に訴えることができるとか、そういったところがあるのでしょうか。

○泉教育委員会参事： まずは学校で、いじめ重大事態ということを認識した上で、教育委員会に報告をするという流れになっておりますので、第1段階は学校判断となります。

○脇村委員： ほかの市町村だと思うんですけども、学校側に相談しづらいとか、担任の先生には言いづらいとかっていう話も聞いたことがあるので、第三者というところにも相談できる窓口というのがあるのもいいのではないかと思います。

以上です。

○花野委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○武田副委員長： 案件が発生したら、調査委員5名の人選ですけど、誰にお願いするとかはできてるんですか。

○泉教育委員会参事： 利害関係のある方とか、その児童、生徒、保護者に影響のない方を人選いたします。特に弁護士につきましては、有田市の顧問弁護士もいらっしゃいますが、利害関係のこともありますので、和歌山県弁護士会にお声がけをし、選任していただきたいと思ってます。

以上です。

○武田副委員長： 有田市外の方になるのですか。それとも有田市内の方。

○泉教育委員会参事： 和歌山県弁護士会で選任される方が、市内の方か市外の方かは分かりませんが、市内の方であっても、利害関係のない方というところで、協議をさせていただきながら選任したいと思います。

以上です。

○武田副委員長： ありがとうございます。

○花野委員長： ほかに御質疑ありませんか。

私のほうから、先ほどの説明で、不登校のことをいつてましたが、何日休むと不登校になるという基準みたいなものはありますか。

○泉教育委員会参事： 基準として、おおむね年間30日以上欠席で不登校となれば調査の対象となります。

以上です。

○花野委員長： ありがとうございます。

ほかに御質疑ありませんか。

○小西委員： 御要望申し上げます。

どんな事案が起きても、双方の人権を守ることが、一番寛容なことかと思えますので、条例ができました、これに沿ってやりました。その基本はやはり、泉参事の説明のとおり、基本的に人権問題をもとにおいて、その上でことをなすということが大事なかなというふうに思いますので、御要望申し上げます。

以上です。

○花野委員長： 私のほうからもう1点。よろしいですか。

この表の重大事態調査の流れというところで、調査委員会と再調査委員会ということで、再調査委員会では調査結果を議会に報告となっておりますけども、調査委員会では、議会への報告はないということによろしいですか。

○泉教育委員会参事： 今おっしゃっていただきましたように、教育委員会の管轄であるいじめ問題調査委員会での報告事項は、議会への報告はございません。市長に報告をいたします。

調査結果につきましては、個人のプライバシーに関することなどを伏せまして、公表が望ましいとされていますので、どのように公表するのか、思案しているところでございます。

以上です。

○花野委員長： 先ほど、小西委員も言っていたように、やはり双方の人権というところを十分考慮した上で、公表する部分での注意事項とかいろいろなことあると思います。そこら辺は十分注意しながら、行っていただきたいというふうに思います。

ほかに御質疑ございませんか。

○中西委員： その概要のところ、委員の方は日額2万円で、事務に対応する方が時間額1万円、この事務に対応する方々というのはどういう方を、先ほど弁護士さんの時間単価を参考に、周辺の市町村を参考にというお話でしたけど、具体的にどういう方を想定されておられるのすか。

○泉教育委員会参事： 調査委員会を組織する委員で、調査の実施や収集した情報の整理、検証、書類の作成などの業務が発生しますので、その委員が従事した報酬となります。

以上です。

○中西委員： 委員報酬の日額は2万円、それにプラスされる。それはどんなふうに考えたらいいのかな。

○泉教育委員会参事： 日額2万円は調査委員会の報酬で、調査結果の取りまとめに要する費用でございます。

○中西委員： 了解しました。

○花野委員長： ほかにございませんか。

○堀川委員： 調査委員会、再調査委員会に持って行く前の段階のことを徹底的に決めて、こういう事態にならないようにするのがいじめ防止と違うのかなと思っていますので、そちらのほうにも重点をおいてください。

○伊藤教育次長： 堀川委員さんおっしゃられるとおりでございます。この条例につきましては、こういった事態が発生したときの法整備ということで、今回条例を上程させていただいているんですけども、やはりいじめを未然に防ぐことが最も重要でありますので、早期発見、早期対応に今後も努めてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○花野委員長： 今の堀川委員に関連して、今、事前に何か学校でこういうことをしますとか、そういうお話していただけることがあれば、報告してもらえたらありがたいと思います。

○小林指導主事： 年間3回以上のいじめアンケートの実施、その他、QUアンケートという生活アンケート等において、子供たちの学校における生活の状況で、困り感というところを調査しています。

そこで上がってきたことをについて、対応していただいているところでございます。

その他、先生方には、先ほどもおっしゃっていただいていた研修を各校で行っていただいて、未然防止というところに、日々努めていただいているところです。

以上です。

○花野委員長： ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○花野委員長： 次に、当委員会に参考送付されております学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める陳情を議題といたします。

この陳情について、御意見等はありませんか。

○小西委員： この前の、議会運営委員会で、この委員会へ参考送付ということで、相当もんでもらったわけでございます。基本的に先ほど、審査した議案第13号のように、何が今起こるかかわからないという状況の中、教師は授業を、今、大体16コマから18コマ持っているようです。部活動もそうですし、こういう事案が起こったときに、その教師が選任されて、かかりきりになるということになれば、ほかの教師たちが、やりくりをしないと駄目だという事態になっております。

もう1つは、給特法は、4パーセントの基本給のアップのもと今日まできております。これは、ストライキをしないという条件があります。政府は10パーセント給与アップを考えています。

しかし、ここには問題があります。少子化のために、全国で9,000名の定員を減らして、

今の状況をつなぐということです。ということは、今の教師は、残念ながら何も忙しさは変わらないということがありますので、10パーセントの給与アップっていうことは、9,000人の定数削減で生み出された予算を使うということなので、いろんなことが惹起する世の中で対応するのは、大変な事態だということが、今日的な状況としてあります。

ですから、議運で話をされたのは、地方自治体が関わらなくていいのではないかと、県に任せておいたらいいのではという議論があって、分かれたわけでございます。

教員の任命権者は県であります。市の教育の中心をなす方々が、希望を持って教職についておりますが、もう一つ言わなければ、病休の問題です。

今、年間5、6千人が、心の病気、鬱で休職をせざるを得ない状況にもなっているということがございます。志半ばで病気になってしまうということもございますので、ぜひ、待遇改善と教職員の定数の維持、それから、残業時に見合った給料を払うということが、委員会に付託した意見書採択の趣旨でございますので、皆様方には、よろしく、お願いしたいという思います。

以上です。

○花野委員長： ほかに意見ございませんか。

○脇村委員： 私は反対のほうの立場から、申させていただきますけれども、小西委員のおっしゃったとおり、主体としては国が閣議決定して、県が条例で定めますよという中なので、市というか市議会が主体となって何かを言うというのは、やっぱりなじまないんじゃないかなと思います。

もし、市として動くのであれば、まず有田市の教育委員会というところからの意見というものを集約すべきではないかと思います。なので、今現段階で、これを我々市議会から、陳情するというものではないのではないかと考えます。

具体的な中身として、今、小西委員おっしゃったとおり今4パーセントから10パーセントへ、見込み残業みたいなものですよね。こちらを増やしましょうということで1つの処遇改善だと思うんですが、教職員が減るっていうところに関しては、私も問題があるのではないかと思います。今回の陳情の中身で言うと、残業代を出しましょうという話だと思うんで、小西議員の主張と合っていない部分も多分にあるかなと思いますので、この陳情書の中身だけ見ると、やはり賛成はしづらいかと思います。

残業代を出せば、残業が減るんじゃないかっていうようなそんなロジックで言ってますけれども、これは民間にいる立場からすると、逆でございまして、固定残業と言ったらいいいんですかね、今ジョブ型とかっていう言い方で流行ってるんですけども、残業じゃなくて、何をしたかというところに対しての報酬を払いましょうっていう形っていうのがメインになってきてございます。

こっちのほうが、時間内ですっきり収めましょうっていうのもできるし、結構その自分の裁量でいろいろその時間というのも自由がききますよというやり方なので、こういったやり方のほうがいいんじゃないかなと思うので、僕は残業代を出したから、残業が減って、待遇が改善するっていうことにはつながらないと思うので、この陳情書の中身で言うと賛成はできませんというところですよ。

まとめると、主張の裏づけってないですよ。もし議会が主体となって意見するって

というような内容でもないということで、こちらは反対とさしていただきたいと思います
以上です。

○花野委員長： ほかに御意見ありませんか。

○小西委員： もう1点だけ。今言われましたように、教師は、恒常的に100時間も残業
をやっているわけです。100時間を超えると、校長の指導が入ります。指導が入るのがう
るさいので、二重で自分でコントロールしてるっていうのが事実です。

帰宅してから残業務をやるというのも恒常化しているということで、民間と官のそう
いう働き方というのは少し違うのではないかな。

以上です。

○花野委員長： ほかに御意見ありませんか。

○脇村委員： その実態というのがちょっと僕も把握できてないんですけども、有田
市の教育委員会として、それを調査すべきなんじゃないかなと思うんですね。

まず、そこからの話が上がってきてから、やっとうテーブルにのってくるんじゃない
かなと思うので、今この陳情書の中身をそのままどっかに出そうとか、これを賛成し
てどこかにもってこうっていうのは、ちょっと違うんじゃないかなと、やはり思いまし
た。今のお話を聞いてもです。

でも本当に有田市が100時間の残業を教員全員やってるぞということで、困ってる方
がいらっしゃるというのであれば、その実態調査をまずすべきじゃないですかね。有田
市として、有田市内の教員に対してすべきじゃないかなと考えますので、まず第1ステ
ップとしては、そこじゃないかなと思います。

なのでこの内容としても、やっぱり時期早尚ではないかなと考えます。

以上です。

○花野委員長： ほかに御意見ありませんか。

○小西委員： 2人の話の中身になると困るので、委員会としての全体の意見集約とい
うことでございます。基本的には、この前、全国学力テストの話が新聞紙上で賑わいま
した。

教師に「あなた、100時間以上やっていますか。」というのは、基本的に時間の刻印にし
かないんですよ。その刻印を二重刻印にしている人が何人いますか、あなたは二重刻印
をやっていますかっていうのに答えられる教師は非常に少ないと思います。それが今
の実態かなということで、把握しようにも中々しづらい話を脇村委員はされたのかなと思
います。

以上です。

○花野委員長： ほかに御意見ありませんか。

○脇村委員： その把握しづらい内容であるんだったら、今100時間以上やってるぞっ
ていうのも把握できていないという話になるので、すごく矛盾した話だと思います。

これについて調査しても分からないぞっていうのであれば、何も進まないと思うので、
有田市としてやるんだったら、先ほど申し上げたように、第三者機関を立ててもいいと
思いますし、その話せる環境づくりを先にしなきゃいけないんじゃないでしょうか。

以上です。

○花野委員長： ほかに御意見ございませんか。

○武田副委員長： 僕も最初は賛成でと思ったんですけど、やっぱり有田市の実態も把握した上で、やっていったほうが良いと思いますんで、僕もちょっと反対の立場になってしまいますが、ちょっと言いづらい先生もあるかと思うんですけど、僕も同級生とか、知ってる先生もおられますんで、本音で一度調べに行きます。

僕自身動いて聞きたいと思いますし、生の声も聞いていきたいと思いますんで、そういうのを集約した上で、全体的に残業が多いっていうのは、改善しないといけないですし、僕らも市議会なんで、有田市の実態を把握した上で進めていったほうが良いと思いますんで、よろしくお願いします。

○花野委員長： ほかに御意見ありませんか。

○西口委員： 反対の立場と賛成の立場で意見を聞いたけども、これを読んで判断していく中で、やっぱり、最終的にはね、きちっとした実態を、これを採択すると意見書を提出するわけよな。

両方の意見には矛盾点がある。民間であれば、私も昔勤めてたけども、ないというけどもあるのも事実よ。

しかしながら、これによって、いろんな、脇村委員がおっしゃってたような、これで残業が解消できるのかどうかというようなことになってきたら、実態調査して、きちっとしていかないといけないと思うところもある。

それと、当初、言われてたように、この問題については、個人的には、なかなか有田市だけで解決できる問題でもない。意見書を提出するのであれば、きちんとした調査のもとで進めていくべきだと思う。これについては継続審査にするのが良いと思うけども。

○花野委員長： ほかに御意見ありませんか。

○堀川委員： 私も今すぐに結論は出さずに継続審査にすればと思いますが。

○花野委員長： ほかに御意見ありませんか。

○脇村委員： この陳情書の中身に関しては、やはりちょっと賛成できない部分があるのでこの陳情は受けないというところにしていただきたいです。

教員の待遇改善っていうところは、もう小西委員たくさんおっしゃっていただきましたけど、問題点がたくさんあると思うんですよ。ここを継続審議しようというのは賛成なんですけれども、この陳情書をもとにしてやるっていうのが反対です。

この主張の裏づけが何もないものを、今後もずっと審議していきましようっていうのは間違ってるんじゃないかなと感じるので、教員の待遇改善っていうのを考えていきましようっていう部分にさせていただくんだったら賛成できると思います。

以上です。

○花野委員長： ほかに御意見ありませんか。

○委員： なし。

○花野委員長： ないようですので、この陳情については、採決をするということで、進めていきたいと思います。

採決の結果どうなるか分かりませんが、今後、継続調査していきなり、教育委員会に何かデータがあれば、また、上げてもらうような形でしたいというふうに考えます。

それでは、この陳情については採決をいたします。

採 決 （ 「採択することに異議あり」と呼ぶ者あり ）

挙手による採決 （挙手少数により不採択）

閉 会 午後 2 時 3 分